

第2期

清川村子ども・子育て支援事業計画

（令和2年度～令和6年度）



概要版

令和2年3月

清 川 村



1. 計画策定の趣旨

国においては、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が平成 27 年 4 月に施行され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進していくことが必要となっています。

これまでも清川村では、平成 17 年に「清川村次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成 22 年に「清川村次世代育成支援行動計画（後期計画）」を、平成 27 年に「清川村子ども・子育て支援事業計画（第 1 期）」を策定し、子育て支援施策や教育・保育事業の充実を図ってきました。

今回策定する第 2 期清川村子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援の取り組みを一層推進するために策定するものです。本計画では、学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めることで、教育・保育事業に対する村民のニーズに responding していくための体制づくりを進めていきます。



2. 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。

平成 27 年度	・・・	平成 31 年度 (令和 元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
清川村子ども・ 子育て支援事業計画 (第 1 期)			第 2 期清川村子ども・子育て支援事業計画 (本計画)					第 3 期清川村 子ども・子育て 支援事業計画 (次期計画)	



3. 計画づくりの体制

本計画の策定にあたっては、平成 30 年度にニーズ調査（清川村 子ども・子育て支援計画策定に向けてのニーズ調査）を行うとともに、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく「清川村子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行いました。

4. 清川村の子ども・子育てをとりまく現状

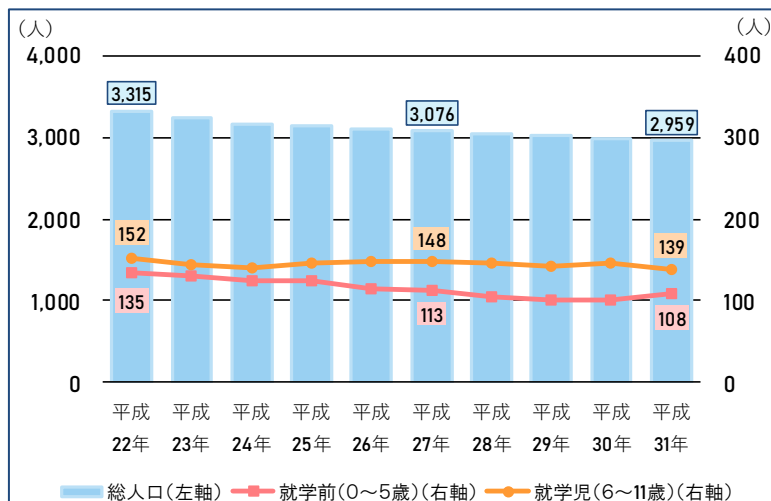


(1) 総人口と就学児・未就学児の推移

総人口は緩やかな減少傾向にあり、4年前の平成 27 年と比べると 117 人の減少となっています。

就学前児童の人口は、平成 29 年まで一貫して減少してきましたが、この3年間は増加傾向にあります。

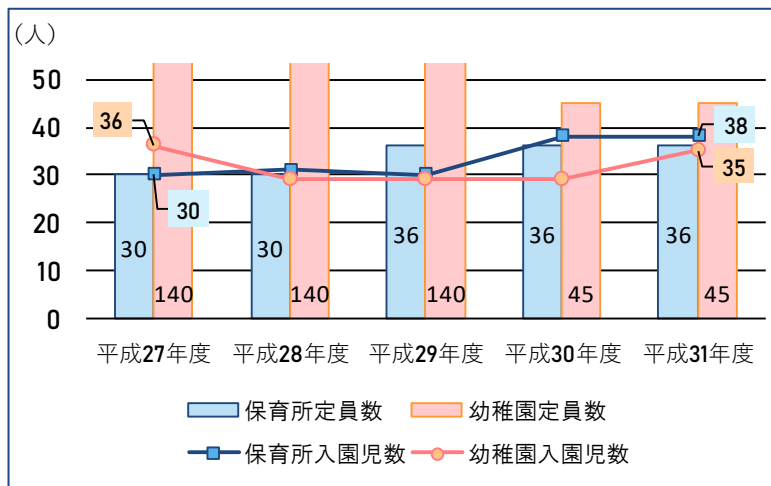
就学児児童の人口は、140～150 人前後でおおむね横ばいとなっています。



(2) 教育・保育施設

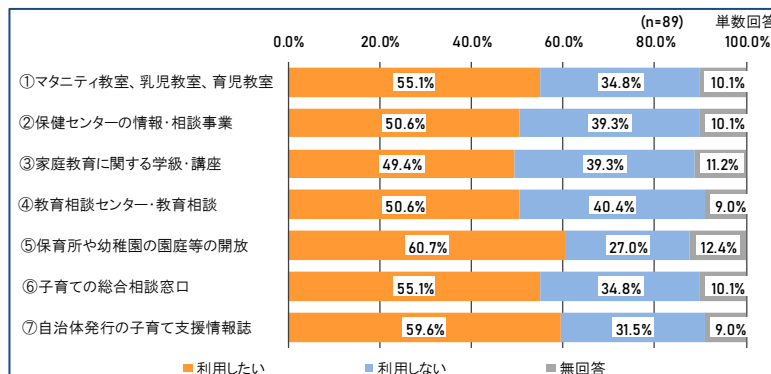
保育所の定員数は平成29年度に30人から36人へと増加しました。入園児数も増加傾向にあります。

幼稚園の定員数は45人となっています。入園児数については横ばいで推移しています。



(3) 地域子育て支援事業の今後の利用希望(ニーズ調査より)

村が行う地域子育て支援事業の今後の利用希望についてみると、「⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放」が60.7%と最も高く、次いで「⑦自治体発行の子育て支援情報誌」が59.6%となっています。





5. 基本理念及び方針

1. 基本理念

基本理念

『未来を担う子どもたちが健やかに育まれる村づくり』

村では、平成 17 年策定の「次世代育成支援行動計画＜前期計画＞」、また平成 22 年策定の「次世代育成支援行動計画＜後期計画＞」において、その基本理念を『次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、豊かな心と体を育む村づくり』としていました。

また、平成 27 年策定の「子ども・子育て支援事業計画」においては、その基本理念を『未来を担う子どもたちが健やかに育まれる村づくり』としていました。

これは、平成 26 年度を初年度とする[第3次清川村総合計画](#)における将来像「[水と緑の心の源流郷](#)」や、子育て支援に関する考え方「子どもは村の宝です。高い水準にある子育て・保育サービスのさらなる充実に努め、村の将来を担う子どもたちが輝くような施策を展開します」を達成するために掲げられた方針であり、本計画期間においても継続的に取り組んでいくため、この基本理念を踏襲します。

Keyword: 育む 育てる 健やか 安心 子どものより良い育ちを実現 見守る
地域への愛着と誇り 豊かな自然を生かす

2. 基本的な方針

村の全ての子どもたちが健やかに、安心して教育・保育を受けることができ、保護者も周囲の協力を得て子育てができ、その喜びを感じることができる[地域社会の実現](#)を目指します。

また、出産から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することによって、[安心して子育てできる村づくり](#)を進めます。

3. 基本施策体系

村の子ども・子育て支援に関する事業は、[国の制度にのっとった「地域子ども・子育て支援事業」](#)（計画書の第4章に掲載）と、[村の独自の事業である「子ども・子育て支援関連事業」](#)（計画書の第5章に掲載）について実施します。

今回の計画策定にあたっては、このうち村独自の「子ども・子育て支援関連事業」について、[6つの基本方針・24の施策](#)を掲げ、これをもとに92の事業を整理し、体系化を行いました。[体系図](#)については、このあと9～10ページに掲載しています。

6. 子ども・子育て支援事業計画



(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制

村は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。村に居住する子どもについて、「現在の幼稚園、保育園の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定します。

保育の必要性の認定の対象となる年度ごとの量の見込みと、その提供体制のうち、令和2年度と令和6年度の数字を抜粋して以下に掲載しています。

令和2年度については、1号認定（幼稚園）については余裕がある一方で、2号認定・3号認定の一部でマイナスとなっている部分もあります。

計画の最終年度である令和6年度においては、このマイナスは解消し、十分な学校教育・保育の提供体制が確保される見込みとなっています。

				令和2年度				令和6年度			
				1号	2号	3号		1号	2号	3号	
						0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量 の 見 込 み	各市町村 の子ども	各市町村施設を 利用予定の子ども		38	20	1	15	38	17	1	12
		他市町村施設を 利用予定の子ども		0	4	0	1	0	0	0	0
	他市町村の子ども			0	4	0	1	0	0	0	0
	量の見込み 合計 (①)			38	20	1	15	38	17	1	12
確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	各市町村 施設	各市町村の 子どもの受け入れ	45	17	3	10	45	17	3	10
	地域型 保育	各市町村 施設	各市町村の 子どもの受け入れ			2	4			2	4
	確保方策 合計 (②)			45	17	5	14	45	17	5	14
供給と需要の差 (②)－(①)				7	▲3	4	▲1	7	0	4	2

認定区分	定義
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

(2)地域子ども・子育て支援事業の実施概要

村は、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。以下にこの事業の一覧を掲載します。推計値については、計画書本編に掲載しています。

①利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
③妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。
⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
⑦ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
⑧一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
⑨延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。
⑩病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。
⑪放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

7. 子ども・子育て支援関連事業 施策概要



1. 地域における子育ての支援

(1) 子育て支援に関する情報提供の充実

子育て家庭がより地域と連携して子育てができるよう、情報提供の充実を図ります。

(2) 子育て支援に関する助成等の充実

経済的な支援を行うことで、子育ての負担感を軽減し、子どもの成長を支えます。

(3) 保育等のサービスの充実

多様なニーズに応えるために、保育環境の整備を行い、支援の充実を図ります。

(4) 子育て支援のネットワークづくり

子育て自主サークルや子ども会など、子どもたちの地域の活動を支えるネットワークづくりを推進するとともに、活動の中心拠点である、保健福祉センターの活用を図ります。

(5) 多様な主体が参加した子育て支援地域づくりの推進

高齢者や、子ども会をはじめとした自主活動団体、またせせらぎ大学といった、村内のさまざまな主体が協力して子育てを行う地域づくりを推進します。

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(1) 乳幼児期の子どもと親の健康の充実

母子保健手帳の交付や、各種健康診査の実施により、妊娠期から乳幼児期にわたる母子の健康を支援します。

(2) 相談の場や一時預かりの充実による母子の健康の支援

相談の場や一時預かりの充実により、子育てに関する知識不足や日ごろの育児疲れ、子育ての不安を解消し、母子の健康を支援します。

(3) 食育の推進

社会環境や食生活の変化に伴う子どもの生活習慣病危険因子の増大や欠食・孤食等の課題に対し、関係者及び関係機関が連携して保健指導及び栄養指導に努め、乳幼児期からの食生活等の健康的なライフスタイルの育成を支援します。

(4) 思春期保健対策の充実

心と体の成長にとって大切な時期である思春期の児童・生徒が健やかに成長できるよう、教育の充実や相談体制の確保を図り、適切な支援を受けられる体制の構築を推進します。

(5) 小児医療の充実

子どもの救急時に速やかに必要な救急医療が受けられるように、広域救急医療体制の充実に努め、救急医療機関等の周知を徹底するとともに、入院・通院にかかる費用を継続的に支援します。

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

近年、兄弟数も減り、年齢を超えた集団遊びも少なくなっている中で、小中学生の年代に乳幼児とのふれあいの場を設けることを通して、生命の大切さや乳幼児の特性や育児についての理解を図ります。

(2) 清川らしい学習の推進

豊かな自然環境を生かした学習や、地域のボランティアと連携した学習、国際理解教育の推進により、村への愛着や専門的な知識を持った子どもの育成を図ります。

(3) 幼・保・小・中の連携

幼稚園・保育園から小学校、そして中学校へと円滑に移行できるよう、相互の連携により交流活動や情報交換の機会を充実します。

(4) 家庭や地域の教育力の向上

近年、家庭教育力の低下が指摘されていますが、家庭教育は基本的倫理観や基本的なマナー、自立心を育成する上で重要な役割を果たします。社会動向を踏まえながら、地域や家庭の教育力の向上を図ります。

4. 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の確保

村営住宅や、借上型村営住宅制度、利子補給金といった取り組みにより、子育てがしやすい良質な住宅の確保を支援します。

(2) 安全な道路交通環境の整備

安全な道路交通環境の確保により、子どもが安心して日常生活を送れる環境を整備するとともに、災害対策を推進します。

（３）安全安心のまちづくり・環境整備の推進

公園の充実、おむつ交換台の整備やあるいは交通環境の整備といった子育て世帯が楽しく、安心してお出かけできる環境の整備を推進します。

5. 子どもの安全の確保

（１）乳幼児の不慮の事故防止

乳幼児の家庭での転落、薬物などの誤飲による不慮の事故を防止するため、保健指導や啓発活動の充実を図ります。

（２）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

警察などの関係団体等と連携し、子ども及び保護者への啓発を通して、地域全体の交通安全意識の向上を図り、子どもの交通安全の確保を推進します。

（３）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

学校等における啓発や地域における見守りをはじめとした取り組みにより、子どもが犯罪の当事者にならないための支援を行います。

6. 特別な支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進

（１）児童虐待防止の充実

訪問や相談、講演会等の実施を通して、暴力によらない子育ての推進について啓発します。
また、要保護児童対策連絡協議会を中心に様々な機関が連携し、地域全体で子どもを見守る体制の構築を図ります。

（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の相対的貧困率が高いことを踏まえ、経済的支援や生活の支援を通して、児童の健全な育成を図ります。

（３）障がい児や発達に心配がある児童への支援の充実

近年、社会全体で、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(AD/HD)、高機能自閉症といったケースに対する適切な支援の必要性が指摘される中で、村においても一人ひとりの個性に応じた適切な支援を行うことで、障がいや発達に心配がある子どもと家族が、安心して生活できる地域づくりを推進します。

（４）外国籍の住民への対応

現在、村内には、外国籍で対象となる方はいませんが、今後、必要になった場合には、できるかぎり必要な支援を行います。

8. 子ども・子育て支援関連事業 体系図



基本方針	施策	事業
1 地域における子育ての支援	1 子育て支援に関する情報提供の充実	育児に関する知識や情報の提供 1 事業日程の周知 2 地域マップの発行 3 情報提供の充実 4
	2 子育て支援に関する助成等の充実	きよかわっ子誕生祝い金 5 子育て支援用品購入費助成（おむつ等購入費助成） 6 清川幼稚園給食費助成事業 7 清川村小・中学校入学祝い金支給事業 8 高等学校等通学費補助制度 9
	3 保育等のサービスの充実	保育環境の整備・確保 10 保育所入所事業 11 放課後子ども教室 12 放課後児童クラブ 13 新・放課後子ども総合プランの実施 14
	4 子育て支援のネットワークづくり	だっくらっこクラブ（子育て支援サークル） 15
	5 多様な主体が参加した子育て支援地域づくりの推進	高齢者との世代間交流イベントの実施 16 サロン活動における世代間交流と人材育成支援 17 児童・青少年の地域活動参画の促進 18
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	1 乳幼児期の子どもと親の健康の充実	母子健康手帳の交付 19 妊婦健康診査・歯科健康診査 20 小児任意インフルエンザ予防接種費用助成事業 21 乳幼児健康診査 22 乳幼児歯科健康診査 23 歯ッピーむしばゼロ 24
	2 相談の場や一時預かりの充実による母子の健康の支援	妊産婦訪問指導 25 こんにちは赤ちゃん事業（新生児・乳児家庭訪問事業） 26 育児相談 27 乳幼児健康相談 28 マタニティ教室 29 育児教室（乳児教室・幼児教室） 30 子育てママリフレッシュ事業 31
	3 食育の推進	子どもの食事に関する指導・相談 32 清川村食生活改善推進団体 33 「もみじ会」の活動支援 34 栄養士による食育学習 34 健康的な食習慣づくり事業 35
	4 思春期保健対策の充実	学校における思春期保健対策の実施 36 思春期の心と体の健康づくりに関する啓発 37 関係機関の連携による思春期保健対策の実施 38 スクールカウンセラー等の設置 39 思春期保健に関する啓発の推進 40
	5 小児医療の充実	小児医療体制の確保 41 診療に関する情報の周知 42 小児医療費助成制度 43

基本方針	施策	事業
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 次代の親の育成	中学校における幼稚園との体験交流の実施 44
		子育てサロン等における交流の推進 45
		次代の親の育成に関する啓発 46
	2 清川らしい学習の推進	学校運営協議会（コミュニティスクール）の導入 47
		小中学校へのタブレット端末導入 48
		自然環境を活用した教育プログラムの実施 49
		国際理解教育の推進 50
		職場体験活動の実施 51
		教育における地域外人材の活用 52
	3 幼・保・小・中の連携	行事における幼・保・小・中の連携 53
		幼・保・小・中の連携のための情報交換の推進 54
	4 家庭や地域の教育力の向上	家庭教育・地域教育に関する啓発 55
		家庭教育学級等の実施 56
4 子育てを支援する生活環境の整備	1 良質な住宅の確保	村営住宅の活用 57
		借上型村営住宅の活用 58
		住宅整備にかかる利子補給金の交付 59
	2 安全な道路交通環境の整備	幹線道路の整備 60
		生活道路の整備 61
	3 安全安心のまちづくり・環境整備の推進	児童公園の安全点検 62
		子育てしやすい施設整備 63
		交通環境の整備 64
5 子どもの安全の確保	1 乳幼児の不慮の事故防止	子どもの事故防止啓発パンフレット 65
		事故防止や緊急時の対応についての啓発・指導 66
		事故防止にかかわる学習機会の確保 67
	2 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	交通安全に関する啓発活動 68
		交通安全教室等の学習機会の確保 69
		育児教室における交通安全に関する啓発活動 70
	3 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	防犯ブザーの配布・集団登校の実施 71
		きよかわ安全・安心情報ネットサービス 72
		インターネット・スマートフォンの適切利用のための啓発 73
		暴力から身を守るための学習の実施 74
		あいさつ運動「ふれあいタイム」 75
		防犯パトロール 76
		かけこみOKの家 77
		犯罪等の被害にあった子どもへの心のケアの実施 78
6 特別な支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進	1 児童虐待防止の充実	虐待に対するハイリスク児の早期発見 79
		電子メールによる情報提供・相談 80
		虐待防止に関する講習会等の実施 81
		要保護児童対策連絡協議会の設置 82
	2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等の相談・情報提供体制の整備 83
		ひとり親家庭等に対する経済的支援 84
		県と連携したひとり親家庭等への支援 85
	3 障がい児や発達に心配がある児童への支援の充実	早期発見体制の確保 86
		個性に応じた適切な教育の実施 87
		進路指導体制の充実 88
		障がい児等の就労の援助 89
		障がい児等に対する地域の理解の促進 90
		関係機関の連携による障がい児支援 91
	4 外国籍の住民への対応	外国にルーツを持つ子どもへの支援 92

9. 計画の推進



(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、子育て家庭や関係機関など広く住民への周知に努めます。

また、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、村保健福祉課が中心となり、保育所・幼稚園、小学校・中学校、企業、住民とが連携して、清川村子ども・子育て会議等で様々な方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

さらに、今後の社会情勢の急速な変化や新たな課題にも柔軟に対応し、事業への的確な反映に努めていきます。

(2) 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価することが重要であると考えます。

子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、この取り組みを評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、PDCAのサイクルに基づいて、点検及び評価を中間年である令和4年度に実施し、施策の改善につなげていきます。

